

令和3年8月20日

保護者の皆様

尼崎市教育委員会

緊急事態措置実施を踏まえた市立学校園の運営について

皆様におかれましては、学校園における新型コロナウイルス感染防止対策にご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、報道のとおり、8月20日（金）から9月12日（日）までの間、兵庫県全域が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の実施区域に指定されました。

尼崎市においても、市立学校園の幼児児童生徒を含め市内での感染者の急拡大が進んでおり、より一層の注意が必要な状況下にあります。緊急事態措置実施期間中の学校園運営について、以下の対応等を行い、引き続き感染防止対策を講じたうえで、教育活動を継続してまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますとともに、ご家庭内におかれましても感染防止対策に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染状況については日々変化しているため、今後、取扱いに変更が生じる場合は、改めて通知致します。

1 教育活動

(1) 「学校園に持ち込まない、学校園内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで行います。

(2) 下記の例のように「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」は、緊急事態措置実施期間中は停止します。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内において児童、生徒同士が周囲2メートル以上の間隔を保たないで行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術、工芸における「児童、生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」及び「実技を伴う水泳」

(3) 校園外から多くの方が来校する行事及び幼児児童生徒が密集するなど感染リスクの高い活動を伴う行事は、緊急事態措置実施期間中は原則自粛します。ただし、進路に関する説明会等は、マスクの着用、消毒の徹底、参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対策を講じたうえで実施する場合があります。

(4) 令和3年9月末までに実施を予定している泊を伴う校内外行事（修学旅行等）及び尼崎市外への日帰りでの校内外行事は、実施時期を延期します。なお、日帰りでの校内外行事のうち、公共交通機関を利用しない尼崎市内への校内外行事については、感染防止対策を講じたうえで実施します。

(5) 幼稚園での子育て支援事業は中止します。

2 部活動

平日（4日）活動時間は2時間以内、土日はいずれか1日3時間以内で、十分な感染防止対策を実施し自校内のみの活動を行います。（複数校合同チームで大会に参加する場合は、この限りではありません。）

ただし、中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加は可とします。参加する際は、最小限の人数にとどめ、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底をします。

また、全国大会、近畿大会に出場する部は当該大会参加とともに、大会に向けた練習試合、合宿等は、県外での実施も可とします。（宿泊は、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定し、学校での宿泊は不可とします。）

3 熱中症対策

熱中症予防運動指針（尼崎市版）に加え、環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」なども参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行います。

（屋 内）

空調設備による教室等の温度管理、空調設備のない場所では風通しをよくするとともに、激しい運動を避けるなど活動内容を十分に注意します。また、屋内であっても幼児児童生徒等の健康状態に十分留意し、健康被害が発生するおそれがある場合はマスクを外します。

（屋 外）

体育・スポーツ活動のほか登下校においても、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日及び本人が息苦しさを感ずる時には、マスクを外す、活動内容を変更するなど、熱中症対応を優先します。

なお、登下校時を含みマスクを外した場合は会話を行わないよう指導します。

4 その他

- ・緊急事態措置実施期間中は、学校開放事業（スポーツ開放など）の時間を午後8時までとします。
- ・教職員の感染者も増加傾向にあることから、感染リスクの高い行動等を自粛するよう周知します。

以 上